

山口市公式Instagram開設及び運用サポート業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 業務の実施背景と目的

当市では、人口減少が続いており、人口戦略会議による「令和6年地方公共団体持続可能性」分析レポートでは消滅可能性自治体の一つに挙げられるなど、人口減少対策は喫緊の課題となっている。そのような中で、当市では子育て支援日本一を目指し、手厚い子育て支援施策を展開するなど安心して産み育てられる環境づくりに力を入れており、その情報発信は大きな役割を担っている。

当市では、情報発信の手段として主に広報紙を活用しているが、人口減少や配布先である自治会の脱退数増加などにより、広報紙の配布部数は年々減少している。また、自治会に入っていない人や市外の人、広報紙を読む習慣がない人などに十分な情報発信ができていないという課題がある。

本業務は、新たに山口市公式Instagramを開設し、これまでの情報発信では届けられなかった層に市の魅力や各種施策を効果的に発信することで、認知度向上や移住・定住促進、地域イメージ向上につなげることを目的として、専門的な知識や技術を有する事業者Instagramの開設及び運用サポートを委託するため、公募型プロポーザルを次のとおり実施する。

2 業務概要

- (1) 業務名称 山口市公式Instagram開設及び運用サポート業務委託
- (2) 業務内容 別添「山口市公式Instagram開設及び運用サポート業務委託仕様書」の内容に基づいた業務
- (3) 委託期間 契約締結の日から令和8年1月30日（金）まで
- (4) 契約上限額 2,270千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

3 実施形式

公募型プロポーザル方式により総合的に評価し、最優秀企画提案者を選定する。

4 参加資格要件

参加資格要件は、次に掲げる全ての条件に該当するものとする。

- (1) 過去に企業や地方公共団体の発注する類似事業（SNS運用やSNS動画制作等）の受託実績があること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなさ

れている者でないこと。

- (4) 山県市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱第3条（平成22年山県市訓令甲第13号）に規定する排除措置対象法人等に該当する者でないこと。
- (5) 仕様書に定める業務について業務遂行能力を有し、適正な実施体制を有する者及び市の指示に柔軟に対応できること。
- (6) 業務内容について守秘義務を遵守できること。
- (7) 国税、地方税を完納していること。

5 参加資格に関する失格要件

提案者が次の事項に該当すると市が判断した場合は失格とする。ただし、市がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りではない。

- (1) 本要領を遵守しない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (3) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (4) 応募資格を欠いていることが判明した場合
- (5) その他応募者の失格事項に相当するものと市が判断した場合

6 実施スケジュール

募集要領の公表	令和7年4月25日（金）～
質問書の受付開始日	令和7年4月25日（金）
参加表明書提出期限	令和7年5月 1日（木）17時まで
質問書の受付期限	令和7年5月 8日（木）17時まで
応募書類提出期限	令和7年5月19日（月）17時まで
審査会	令和7年5月22日（木）13時～
審査結果通知	令和7年5月下旬（予定）

7 質疑・回答

(1) 質問方法

所定の質問書（様式第1号）に記入の上、Eメールの件名を「プロポーザル質問（〇〇（法人名）」として「14 担当事務局」あてに送信すること。

※Eメールを送信した際は、市担当者にその旨を電話連絡すること。

(2) 質問の受付期間

令和7年4月25日（金）～令和7年5月8日（木）17時

(3) 回答

ア 回答方法

電話・口頭による対応は行わず、市ホームページ（本要領を掲載している画面

と同一画面上)に随時掲載する。ただし、提案内容に係る事項等、当該質問者の不利益になる場合はこの限りではない。

イ 回答期限

令和7年5月12日(月)

8 参加表明

- (1) 参加表明書(様式第2号)を令和7年5月1日(木)17時までに「14 担当事務局」へ郵送(必着)または持参すること。
- (2) 参加表明書提出後、やむを得ず参加を辞退することになった場合は、事前連絡の上、参加辞退届(様式第3号)を「14 担当事務局」へ持参すること。なお、辞退したことで、市は不利益な取り扱いをすることはない。

9 応募書類(様式等)

- (1) 応募申請書(様式第4号)とともに、下記ア〜カを1つに綴じ、8部(正本1部、副本7部)を「14 担当事務局」へ郵送(必着)または持参すること。

ア 応募書類表紙(任意様式)

イ 事業者概要書(様式第5号)

事業者概要、業務内容について簡潔に記載すること(パンフレット等の団体・会社概要で代用することも可、その他任意様式も可)

ウ 業務実績書(様式第6号)

担当者又は責任者が、企業や地方公共団体の発注する同種・類似の業務を実施した実績を記載すること。その実績に挙げる内容がわかるものがあれば提出すること。(任意様式も可)

エ 企画提案書(任意様式)

仕様書の内容を踏まえて作成すること。様式は任意とするが、日本工業規格A4判縦型に横書き(長辺綴じ)、文字サイズは12ポイントを基本とする。

オ 見積書(任意様式)

カ その他参考資料(任意様式)

- (2) 提出期限

令和7年5月19日(月)17時

10 企画提案書等応募書類の取扱い等

- (1) 提出された企画提案書等応募書類は、一切返却しない。
- (2) 企画提案書等の権利は応募者に帰属する。ただし、選定された事業者の企画提案書等の権利は山県市に帰属する。
- (3) 選定された事業者の企画提案書等応募書類は、情報公開の対象とする。なお、選定されなかった事業者の企画提案関係書類は、事業者名をはじめ原則非公開とする。

ただし、市情報公開条例その他の法令で規定があるときは、当該規定が優先されるものとする。

(4) この募集に伴いプロポーザル応募に要した費用は応募事業者の負担とする。

1 1 審査

(1) 選定方法

ア 審査は山口市職員で組織する選定委員会において、プレゼンテーション、質疑応答の内容を総合的に評価し選定する。

実施場所：山口市役所

実施日：令和7年5月22日（木）13時～

出席者：本業務の担当者を含め3名以内

時間：1事業者あたり30分程度（説明20分、質疑応答10分）

イ 別に定める「審査表」に基づき各選定委員が採点を行い、評価点数の総合計が最高得点の応募者を契約候補者として選定する。

なお、応募者が1事業者となった場合でもプレゼンテーション審査会は実施し、採点および委員の協議により契約候補者として選定する。

ウ 新たな資料の提出は不可とし、提出した企画提案書等応募書類に基づきプレゼンテーションを行うこと。なお、プレゼンテーションの際は、市でモニターとHDMIケーブルを用意する。PC等持ち込み可とするが、使用する場合は応募申請書等提出時に申し出ること。

(2) 審査結果通知

各企画提案者に文書で通知する。審査経過については公表しない。また、選定の結果に対しての異議申立ては受け付けない。

1 2 契約手続き等

審査の結果、選定された事業者を本業務にかかる随意契約の契約候補者として、山口市契約規則（平成15年山口市規則第44号）に準じ、契約を締結するものとする。また、山口市が行う契約から暴力団排除に関する措置要綱（平成22年山口市訓令甲第13号）を適用するものとする。なお、選定された事業者は、契約金額について市と内容を協議した上、正式な見積書を提出すること。

1 3 その他

(1) 契約を請け負った事業者（以下「受託者」という。）は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で、必要と思われる業務については、山口市と協議の上、業務の一部を第三者に請け負わせることができる。

(2) この募集に伴い、プロポーザル応募に要した費用は応募事業者の負担とする。

(3) 提出された応募書類は、一切返却しない。

1 4 担当事務局

〒501-2192 山県市高木1000番地1

山県市総務課人事秘書室（市役所2階）

電 話：0581-22-6821

FAX：0581-27-2075

E-mail：[jinji@city.gifu-yamagata.lg.jp](mailto:jinja@city.gifu-yamagata.lg.jp)